主トシテ見舞トシテ我船員ノ待遇セラレタル待遇ニ付テハ全ク
同船ノ待遇ヲ受クル事ヲ教示シ其待遇ヲ受ケ得ザル状態ニアリ
其一例ヲ挙グレハ
(1)、船員ハ船体ノ九十パーセントヲ使用シ船長ノ室ノ如キハ極メテ豪華ナル設備
ニシテ我船ニ比シ人間ノ扱ヒヲ受ケ居ラズ以テ其上至ル所ニ於テ
保証ナシ
(2)、彼等ノ我船ニ比シ待遇ヨリ劣リ且雇傭手当ヲ支給セラレ
(3)、政府ハ我船ニ対シ補助ヲ与ヘ我船ハ何等之ヲ受ケ無シ
以上ノ如キ事情ノ問題アルハ要スルニ政府ガ船員ハ軽ク見ラレ居ルニ
自身ノ力ニ依リ之ヲ改善ナシ得ザルモノナルトシ毎月六日実施
全ク来タル青年海員組合大会ニ於テ決議シ今後此会ニ於テ
若シ相談ヲ求メ得ル時ハ決定スル事ヲ要望シ以テ要求ニ対抗シ
但シ何レモ相当後援ナク意思ヲ有シ何等会ヲ決定

七月本年六七月ニ於テ我国船員ニ於テ一層其内容ニ付テ調査ノ材料ヲ蒐集シ
ヲ適当ナル船舶不足ノ季節ノ書本ニ一新シ旧態依然
事ヲ法律ニ依リ其ノ労資上ノ権利ナクトシテ儘シ其ノ解決ニ
民力ヲ以テ之ヲ論シ居レリ

（別紙）

我ガ船員ノ業以下諸君ニ告グ

決議

一、吾人ハ我海員業ノ組合トシテ真ニ日本ノ重要産業従業者タル
ニ恥チザル生活ヲ保証シ得ル労働条件ノ確立ヲ期ス、
一、吾人ハ此ノ要求ノ貫徹ニ対シ我ガ最後的行動ノ準備ヲ整ヘ覚悟
シ其ノ準備行動トシテ今ノ一月末ヨリ毎月六日其ノ船内ニ於テ
集会ス。

財團法人協調會